

## 平成 27 年度第 4 回 地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会 会議録

1 日 時 平成 27 年 11 月 12 日 (木) 18 時 00 分～19 時 50 分

2 場 所 静岡市役所静岡庁舎 17 階 171・172 会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

西田委員長、青木委員、青山委員、足羽委員、村上委員

#### (2) 行政

上松病院局長

<病院経営課> 渡辺新経営形態準備担当課長、千須和主幹、

前田副主幹、大竹副主幹、北川副主幹、杉原主査、山田主査、山川主事

#### 【静岡病院】

宮下病院長

《診療部》

<地域医療支援室> 川口参事

《静岡病院事務局》

斉藤事務局長

新井理事

<病院総務課> 鈴木課長

<病院施設課> 永井課長

<医事課> 岡本課長

4 傍聴者 2人

### 5 議 題

- (1) 中期目標について (報告)
- (2) 中期計画案について
- (3) 業務方法書案について
- (4) 役員に対する報酬等案について
- (5) その他

### 6 会議内容

#### (1) 開 会

《開会宣言》

#### (2) 委員長挨拶

○西田委員長 本日は御多忙のところ御参集くださりまして、ありがとうございます。

本日の主な内容でございますが、前回に引き続きまして、中期計画案を審議いたします。具体的には、前回委員会での委員の皆様方からの御意見に基づいた案の修正、それから、計画期間中の収支計画などについて、提示があるということですので審議いたします。

次に、法人の具体的な業務方法の要領を記載しました業務方法書案と、法人の役員に対する報酬案についての提示がありますので、これらについても審議いたします。

いよいよ、来年4月の独法移行まで5か月を切りました。市の方でも移行の準備を進めておられるということですが、円滑な移行ができますよう本評価委員会でも十分な審議を進め

てまいりたいと思います。委員の皆様方には、ぜひ、忌憚のない御意見をよろしく願います。

### (3) 議事

#### ① 中期目標について

《「資料1」に基づき渡辺担当課長が説明》

○西田委員長 それでは、ただいまの報告につきまして、御質問等がございましたら、よろしく願います。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

○西田委員長 それでは、了承といたします。続きまして、議事(2)「中期計画案について」、事務局から説明をお願いいたします。

#### ② 中期計画案について

《「資料2」、「参考資料3-5」に基づき新井理事が説明》

○西田委員長 事務局の方、御説明ありがとうございました。今の説明にございましたのが、前回、中期計画素案について、委員の先生方から御意見をいただきまして、それに対して、事務局の方で、修正・検討を進められた結果が資料2ということでございます。

委員の皆様方で、今の説明について、御意見等ございましたらよろしく願います。

○西田委員長 参考資料3-5、どうもありがとうございました。大変、比較しやすいようにおまとめ下さいました。私は、こういう分野の研究が一つの専門ですが、この3-5の比較表を見ると、市立静岡病院と同規模のものと言えば、さっと横に眺めますと、堺市立病院や、岡山市立市民病院がその対象になるかと思えます。堺市立病院について見ますと、非常に多くの検討をしていることがわかります。事務局では、堺市立病院に何度か見学に行かれていますということですので、よく調べて下さっているのではないかと思います。

あと、岡山市立市民病院ですが、私は岡山大学医学部の医療経済担当の研究室を8年間預かっておりましたので、ここの状況は見ておりました。ちなみに、岡山県は、静岡県と比べて人口規模は半分なのですが、県内に医師養成機関である医学部、医科大学を二つ持っています。しかも、一つは戦前からの国立の医学校であり、戦後にできた私立の川崎医科大学も、静岡県の浜松医科大よりも先です。そのようなことから、実は、大変な医療資源を持っておりまして、岡山市立市民病院の場合は、不要という結論が出たはずだったにもかかわらず、移転して新築しています。

私は、そこの近くに教えに行ったりしているのですが、今も、不要論が議論されているような状況です。そのようなことで、岡山市の街の中に立ってみたら病院だらけなのです。それと比べると、静岡市はそういう事態ではございませんので、むしろ、静岡ではどのように効率良く病院を利用するかということですね。これは日本のモデルになるのではないかと思います。

今回の、この比較表などで、事務局が堺市立病院を注目されているのは、私も関心があるところですよ。

○西田委員長 青木委員、どうぞ。

○青木委員 私の場合、医療については無知な人間でございますが、市民の目線、患者の目線での意見をということで伺っています。前回の評価委員からの意見に対して、このように書いていただいたことは、非常に私は感謝しております。ただ、欲を言えば、市立静岡病院が、本当に市民の皆さんに、愛される病院になってほしいということなのですが、ここにいらっしゃる委員の方々、事務局の方々が患者として、あるいは、患者の家族として病院に行かれ

たことがあるかということが一つのポイントなのですね。実際に患者として行く、または、患者の家族として行くということになると、また違うと思います。

実は、私は幸か不幸か、絶対、ご厄介にならないと思っていましたが、今は、3か月に1度、行っています。先生は忙しいというのはわかっていますし、本当によくして下さいなと思いますが、廊下が暗いのです。暗いということ、皆さん御存じかどうか。2階とか私が行ったところだけかもしれませんが、光が全然採れないのです。ここでずっと待っているということは、病気じゃない人も病気になるのではないかと思うぐらいの感じがします。

ですから、そういう実際の体験を、ぜひ、してもらいたい。実際に病気になれて言っているわけじゃないのですが、何か見学の機会があればいい。それも、静岡病院だけじゃなく。別に、堺まで行かなくても、日赤や県総など、いっぱいありますよね。そういうところに行ってみて比較するようなことをやって、ぜひ、独法になったときに、やはり静岡病院だなどというふうになってもらいたいと思います。

- 西田委員長 青木委員にお尋ねしたいのですが、具体的には2階のどのあたりですか。
- 青木委員 東の方です。例えば泌尿器科です。2階には採血センターなど、いろいろ検査がありますが、待つところ。待ち時間の問題について、別に待つこと自身はいいのですが、どういう状況で待つかということです。実際に待っている立場を、体験というのは難しいですが、例えば家族の方がいらっしゃるような時に、ぜひ、そういう感覚を持っていただきたい。
- 西田委員長 例えば、近くですと日赤、あるいは、少し離れても県立総合病院があるわけですが、そちらと比べて暗いということでしょうか。
- 青木委員 私もしょっちゅう県総に行っているわけではないので、わかりませんが、少なくともエントランスに入った感じは、県総の方が開けていますよね。静岡病院の場合は、入ったらちょっと行って、左折して行きますよね。だんだんと、閉塞感がある。それは、しょうがないと思いますが、具体的に、診療を受けたときにどう思われるのか。そういうことを、ぜひ、皆さん、体験、見学してほしいと思います。
- 西田委員長 これは、事務局に聞く前に、ほかの委員の先生にお尋ねしてみたいのですが、もし、静岡病院へ行かれたことがあって、今と同じ、御体験、御経験、御意見というのがありましたらお願いいたします。  
足羽委員、お願いいたします。
- 足羽委員 静岡病院へは、子どもが小さかった頃、よく小児科にかからせていただいて、最近、母が手術でお世話になりました。私は、暗いイメージはなかったです。逆に、日赤の方が、今、建て替え中ですけれども、暗いという印象がありまして、これは、各人の印象というか、好みだと思います。私は、静岡病院に入って、垢抜けた感じを持っているのもですから、これは、個人差があると思います。  
自分が行ったことのある病院というのは、なじみがあるので、県総の方が青木委員はわかりやすく思われるかもしれませんが、私は逆に、お見舞いに行つてすごく迷ったのです。ですから、その辺は個人差があるのかなと思います。  
私は、市立病院の待合室や検査の周りで、暗いという印象はありませんでした。
- 西田委員長 村上委員、お願いします。
- 村上委員 私も、青木委員が言われた暗いというイメージはなかったですが、確かに、非常に待たされたという記憶はございます。ソフトの面なのか、ハードの面なのか。青木委員のおっしゃるのは、ハードの面だと思います。  
ただ、一般的に、総合病院に行きますと、先ほどの青木委員のお話ではないですが、自分も病気になってしまいそうところは確かにあります。この辺は非常に難しいところだと思います。ハードの部分、プラス、ソフトの部分があるかという気がします。  
今回、あえて、地方独立行政法人になるということですから、どう創意工夫をして、そう

いう雰囲気させないかということが、大事になると思います。

○西田委員長 ありがとうございます。青山委員は、たくさんの病院を見ておられると思いますが、いかがでしょうか。

○青山委員 私は、市内公的病院すべてを見ているのですが、ほとんど昼間に行くことはなく、大体、夜の時間帯ですから、昼間の状態はほとんどわかりません。結局、病院のレイアウトとか、建物自体、構造の問題で、どうしても光が入らないというのはございますね。そういうところをなくせと言われたら、それは電気をつけるしかないと思いますが、そんなどこも変わらないような感じはします。

ただ、行った先々で、全体の見える感じは違う。夜に県総へ入って行く時には、守衛さんの所からですし、済生会も狭いところ、暗いところから入って行きます。静岡病院だけですよ、夜になっても玄関から入って行くのは。だから、感覚の問題じゃないかと思います。

○西田委員長 ありがとうございます。実は私は、青木委員の御意見を伺って、すぐに思い出した1事例がございます。1993年頃、全国的に有名な、東京の聖路加病院で新しい病棟ができたときに、私が客員研究員の籍を置いていた医学部の学生たちを引率して見学に行くことがありました。

あそこは私立病院です。そして、当時、経営上の理由で、新病棟の廊下の蛍光灯を幾つも消していたのです。それを見たとき、青木委員がおっしゃられたのと同じ印象を私は持ちました。昼間、足下が不安なくらいに暗かったのです。それは、当時の経営管理者側の方針で、職員の方たちに、節約の意識づけを持たせるためと説明されていたと思います。

あ那时的背景には、聖路加病院が、当時、全国的にも珍しい個室中心の病棟を立ち上げたのですが、東京都としては全室個室というのは認めないということになり、それで、建物はできたのですが、何割かを使ってはいけないということになり、経営的に苦しくなったのです。その間、廊下の蛍光灯を半分消すということがあって、その姿を見たわけでした。

私は、全国の200ぐらいの病院を見てまわっていますが、青山先生がおっしゃられたのと同じ感想で、どこもあまり差は感じないですね。ただ、先ほど、ほかの委員の先生方もおっしゃられたとおり、心理的なものが大きいと思います。私も、病院というところへは、用事で行っても長く座ってたくないですね。

そういうことから、今度、独法化した際には、より市民に近寄るということで、今の青木委員のお言葉を捉えていただければというのが、私の感想です。

○青木委員 もちろん、雰囲気じゃなくて、ハードです。今はやりのLED照明にする方法があります。それを使うにはお金の問題もありますが、ハードの点というのは、案外とうまくいけるのではないかと思います。ほかにも色々と、具体的に実際にかかってみないとわからないということがあります。市民の目線、患者の目線で見るということ。ただ、色々な方がいるので、患者によっては違うと思いますが、一つの意見ということでお願いします。

○西田委員長 ありがとうございます。独法化に向け、市民目線というものを、どうかお受け留めください。宮下院長、お願いいたします。

○宮下病院長 貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。ただいまの青木委員のご発言のとおりで、病院職員という立場を一步離れて、利用者目線のご意見をいただくことはとても重要であると認識しております。

実は、先週の水曜日(11月4日)に、事務職をはじめとする多職種の職員総勢10人ぐらいで、掛川市にあります中東遠総合医療センターと磐田市立総合病院の見学をしてみました。今、まさにおっしゃった1階のエントランス、それから、採光や動線などを見学しました。

私たちの病院は街中にある高層階の病院ですので、なかなか自然光を取り入れることが難しいのです。一方、今、お話した、二つの病院は、敷地面積に恵まれた病院で、当院のような高層の箱形ではなく、デザインの自由度が高く、本当に設計面でよく考えられた病院であ

ると感心して帰ってまいりました。見学して得たもののなかで、生かせるところを取り入れようということで、今、職員といろいろ思案をして、構想を練っているところです。

特に、お話がありました玄関のエントランスのところですが、これは私たちも、もう少し快適な明るい入り口にならないかということで、まだ構想は固まっておられませんけれども、何らかの方策を考えて、もう少し知恵をしばりたいと考えております。

○**西田委員長** ありがとうございます。それでは、今後とも市民目線の改善にお努め下さるということでよろしく願いいたします。ほかに、この中期計画案につきまして、御意見はございませんでしょうか。足羽委員、お願いいたします。

○**足羽委員** 参考資料3-5ですが、全体を見ていて、市立静岡病院のところであって、ほかのところにはないものは、静岡市民「からだ」の学校や、中学生を対象にした職場体験学習などではないかと思えます。ここが、市立静岡病院のほかにはない大きな特徴だと思えます。

つい最近、薬局の関係で、「『門前』から『かかりつけ』、そして、『地域』へ」というビジョンが、厚労省から出たばかりですが、やはり大きな流れというのが、地域へ地域へという目線になっていますね。このような状況がある中で、中学生や高校生を対象にした活動などは、とても私はいいことだと思っていますので、ぜひここをより充実させたものにしていただければ、他との差別化もかなりできるのではないかと思います。

○**上松局長** 委員長、よろしいですか。

○**西田委員長** はい、お願いいたします。

○**上松局長** 今、そういう御意見をいただきまして、資料3の中期計画案を皆さんのお手で御覧いただいているかと思えますけども、この中身について説明をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○**西田委員長** 宮下院長、お願いいたします。

○**宮下院長** 少し先になりますが、私たちの企画を紹介させてください。独法化の少し前ですが、来年の3月6日、葵区のアイセル21で、「病院にふたたび花を」というタイトルで、シンポジウムを予定しております。日本中の多くの病院で、10年ほど前から、院内感染ということが大きな問題になりました。生花とか、鉢植えの花が、お見舞いで病院に持ち込まれますと、患者さんが水や土などに触ることで、感染の危険が高まるのではないかと、ということが危惧されました。その結果、ほとんどの病院から生花が排除されてしまいました。私たちの病院も、ホームページ上で、生花の持ち込みをご遠慮くださいと表示しています。最近、やっぱりそれはちょっとおかしいのではないかと、科学的にも正しくないということで、花の与える癒し効果というものをもっと大事にして、花をお見舞いに持って行ってあげたいという思いにも応えるべきではないかという意見が出てまいりました。このような観点から、花と人間、花と感染・医療・病院などをめぐるいくつかの話題について、講演やディスカッションをしていただきます。これをきっかけにして、独法化したあかつきには、市立静岡病院に、もう一度、花がごく普通に迎え入れられるようにしたいと思っています。

○**西田委員長** 院長、ありがとうございました。私も、海外に行って病院見学をすると、市民の声の厳しいアメリカの病院でも花はあったと思います。それは楽しみです。来年の3月6日ということですね。どうぞ。

○**新井理事** いろいろ、御意見ありがとうございます。引き続きまして、資料3の中期計画案を説明させていただいてよろしいでしょうか。

○**西田委員長** 資料3ですか。

○**新井理事** はい。お手元に、参考資料の3-1から3-4もあろうかと思いますが、それも含めてお願いしたいと思います。

○**西田委員長** では、説明をお願いいたします。

《「資料3、参考資料3-1、3-2」に基づき新井理事が説明》

○**西田委員長** 事務局、御苦労様でした。前回は、中期計画素案ということでしたが、本日は、

中期計画案ということで計画の全貌が出て来たわけですが、具体的に3年間の収支案も出て来ました。以上の説明につきまして、委員の先生方から、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

村上委員、お願ひいたします。

○村上委員 まず、4ページの災害時医療のところ少し確認させてください。これは、災害時に現有の建物を使用する前提でのお話のように感じますが、例えば建物が崩壊したときに、仮テントなどで復旧業務のようなことを行うことも想定しているのでしょうか。

○西田委員長 今回の村上委員の御質問に対して、事務局、いかがでございますか。災害時に、建物が倒壊して使用不可というような場合には、どのような計画がございますか。

○新井理事 災害時の対策でございますが、基本的に、建物につきましては、それなりの地震に対しては対応できるということになっております。具体的には、免震工法等を実施しております。静岡県は、地震に対して非常に厳しい規制があります。通常の全国的レベルに対して1.2倍強の耐震度を持つ建物を建てることになっており、事実上、壊れることはないと思ひます。地盤等もよろしいと思ひますので、そういったことはないと思ひます。

ただ、本当の大地震が起きて、建物が壊れてしまうと、当然ながら、医療行為はできないということになりますので、そういうときは、駿府城公園等において、医療を実施することになろうかと思ひます。

○村上委員 この間の東北の震災も想定外ということが、現実にあったわけですが。そういうことを考えたときに、確かに、静岡県は耐震について、ほかの県に比べ整備されているということはわかってはいますが、この地域は、非常に大きい地震が来る可能性が十分あり、そうしたときに、どのようにするのか。野外での対応など最悪のシナリオも、お考えになっていた方がよろしいのではないかというのが、私の意見でございます。

○西田委員長 村上委員、どうもありがとうございました。想定外ということが、東日本大震災のときにもよく言われましたが、野外対応ということも、今後、検討案の中に入れられる予定はありますか。

○新井理事 今回の村上委員の御意見等も踏まえまして検討させていただきたいと思ひます。

○村上委員 わかりました。

○西田委員長 よろしいでしょうか。

○村上委員 はい。

○西田委員長 続けて、村上委員からの御質問を承ります。

○村上委員 8ページですが、働きやすい職場環境ということや職員の満足ということが謳われているわけですが、私のところは、民間企業ですから、従業員の満足度調査というのを、3年に1度くらい無記名で実施し、それを反映させて運営をしています。今後、地方独立行政法人になって、当然、市民に頼りにされ、職員の皆さんも満足して、やりがいを持って運営していただかなければいけないと思ひますが、満足度調査の様なものを実施する予定はございますか。

○西田委員長 今回の村上委員の御質問に対して、事務局、いかがですか。

○新井理事 村上委員の御指摘どおり、職員の働きやすい職場環境を確保することが、病院を進化させるための取り組みになると思ひます。御意見のような満足度調査も含めまして取り入れていきたいと思ひしております。

○西田委員長 よろしいですか。事務局、ありがとうございました。足羽委員、よろしくお願ひいたします。

○足羽委員 少し数字の確認をさせていただきたいのですが、13ページの資金計画のところは、いわゆるキャッシュフローを表したものと理解しています。拝見しますと、静岡市からの繰越金が大体30億あります。次ページの次年度への繰越金も大体30億で、そこは同じ資金で繰り越すように読めますが、このことは、期首の繰越金と、次年度への繰越金、3年後の繰越

金を、一定額で安定させるような借入金の償還を計画なさっているという解釈でよろしいでしょうか。

○西田委員長 事務局、いかがでしょうか。

○大竹副主幹 今、御質問あったのが静岡市からの繰越金が約30億と、次期への繰越金が30億とほぼ同額になっていることだと思いますが、一つ目は、そういった部分です。それから、各年度の元利償還金のバランスを見て、3年間で9億という借入を計算しております。

○足羽委員 繰越金を30億と見込んだ上で、そこを安定して繰り越していけるように償還額を決定していらっしゃるということですね。

○大竹副主幹 そうです。そちらと各年度の元利償還金額の計画を踏まえたものになっております。

○足羽委員 わかりました。ありがとうございます。

○西田委員長 どうもありがとうございました。ほかに御質問、いかがでございましょうか。青木委員、お願いいたします。

○青木委員 9ページの、「市民との連携・協働による病院運営の実施」ということですが、先ほど、宮下先生がおっしゃった、病院に再び花をとすることは、非常にすばらしい発想で、これは視覚に訴えるものであり、聴覚に訴えるということで、院内コンサートがあります。このようなことで、患者から変わったなと思っていただけるような病院になってほしいと思います。

また、病院に花ということで問題になるのは感染症というお話がありました。これについては、院内の花屋さんを病院が管理するとか、市内でいいのですが花屋を登録制にして管理したらよいのではないのでしょうか。そして、そこで花を買っていただいてお見舞いに来ていただければ、患者さんも癒やされます。

そして、コンサートは、待っている間に聞きたい人がいると思います。スペースが狭いところではどうしようもないということだと思いますが、待合室を、全部共通にして、何科の何番の方はもうそろそろですというような情報が入るようにすれば、別にその科の前に並んでいなくてもいいわけです。そういうところで、コンサートなどが聞けるようにしたらどうでしょうか。

今の病院では正直言って、テレビがガンガンなっているだけで、あまり、見る気にもなれないというような状況です。もちろん、テレビを見たい人もいるし、コンサートや音楽を聴きたい人もいるでしょうから、色々な部屋を何か所かつくって、待合室にすればいいと思います。そんなにお金もかからない気もします。

○西田委員長 市民目線ということでの意見でございます。実のところ、いろんな市民の方々の見方というものがあると思いますが、今の青木委員の御指摘というのは、いわゆる病院のアメニティと言われる部分に相当すると思います。アメニティに相当するものにつきましては、病院が順調に経営されていく中で、整備されていくのではないかと予想いたします。そういうことから、今の御意見のような市民目線というようなことを書き込んでいただき、また、花につきましては、先ほど、宮下院長から3月6日のシンポジウムの御案内がございましたので、ぜひ、それなども参考にさせていただきたいと思います。

ところで、参考資料3-3と3-4について、まだ、説明をされていないと思いますが、どのように進めさせていただければよろしいですか。事務局、お願いいたします。

○新井理事 参考資料3-3につきましては、前回、概要版として説明させていただいたものです。先ほど説明しました中期計画案をA4、1枚にまとめたものですので、先ほどの中期計画案の説明で、その説明を兼ねたことにさせていただければと思います。

また、参考資料3-4につきましては、市が策定しました中期目標と静岡病院が作成した中期計画案を比較して見るようにしておりますので、こちらの方は御参考ということで、一度ご確認をお願いします。

○西田委員長 ありがとうございます。

○西田委員長 この後に業務方法書案などについての審議も控えております。まだ、中期計画案についての議論は尽きないと思いますが、引き続き、御意見をいただけます場合には、11月27日までにメール、ファックス等で、事務局にお寄せいただけましたら、次回までに、事務局で対応を用意していただくということで進めたいと思いますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、次に、議事（3）「業務方法書案について」、事務局から説明をお願いいたします。

### ③ 業務方法書案について

≪「資料4、参考資料4-1、4-2」に基づき新井理事が説明≫

○西田委員長 ただいまの説明につきまして、委員の先生方からの御意見等ございましたら、頂戴したいと思います。

まさに、お役所仕事のたぐいかと思いますが、参考資料4-2をつけて下さったおかげで、わかりやすくなったと思いました。市立静岡病院が一番左端に置かれていて、ほかの独法化した病院の業務方法書の事例が載っているわけですが、市立静岡病院は堺市立病院機構をよく研究していると思われ、堺市立病院機構と遜色のない内容になっていると、私は承っております。

委員の先生方、いかがでしょうか。

○西田委員長 これは独特の書き方がされていますが、案につきまして御意見等ございましたら、先ほどと同様に、11月27日までに、メール、ファックス等で事務局にお送りいただき、事務局から御回答いただくということで、いかがでございましょうか。

それでは、そのようにいたします。

○西田委員長 そして、独法化すれば、自力で運営していく責務を持つわけですが、議事の4番目「役員に対する報酬等について」の案でございまして。こちらの説明も、よくよく承りたいと思いますので、事務局の方からお願いいたします。

### ④ 役員に対する報酬等案について

≪「資料5、参考資料5-1、5-2」に基づき渡辺担当課長が説明≫

○西田委員長 事務局からの説明は以上でございますが、これにつきましては、いろんな事業体等を見てこられた委員の先生方の御意見をまず、お伺いしたいと思います。足羽委員、いかがですか。

○足羽委員 退職手当が支給されるどころと、退職手当はないけれども、年額の報酬で払われていくところと比較して、大体、金額が似た数字になっているので、これはこれで、説得性はあると思います。

ただ、報酬の業績手当が、100分の20の範囲内で増減できるということで、範囲が定められていることが、民間の感覚からすると少し違うかなという感じはします。これは、地方独立行政法人の特徴かと思っています。

成功報酬というのは、役員報酬の基本的な考えですから、業績がよければ、20%に全くこだわらないのが民間企業の感覚です。先ほどのキャッシュフローの話で、安定志向があるようなので、その考え方から20%の範囲内での増減となるのかと、自分では解釈しています。

○西田委員長 村上委員、お願いいたします。

○村上委員 弊社の場合は、まだ、退職金を出しておりますけれども、一般的に、最近、大手企業は、年収に、退職金の部分を織り込んで支給しているところも確かにあります。ただ、

毎月の給料で、12等分して支給するのと、最終的に退職金としてもらうのとでは、確か、税率が違うと思います。例えば、理事長を4年間やられて、4年分の退職金をまとめてもらう方が、税率がどうかという問題が当然、出て来ると思うのです。

それと、先ほど、足羽委員からお話がありましたように、その期間の業績で、当然、メリハリをつけるべきだと思いますが、市の関係ということで、市の制度を前提として、これを書かれていると思います。逆に質問したいのですが、市役所は賞与の査定というものについて、幅があるものなのか、それとも、大体均一になっているものなのでしょうか。

- 西田委員長 市から地方独立行政法人になるわけですが、市の仕組みを参考にして、この形になっているのでしょうか。
- 渡辺担当課長 先ほどの参考資料5-1の説明の中で、若干、触れましたが、役員の報酬等を定めるに当たって考慮する事項が、地方独立行政法人法第48条第3項に定められております。国及び地方公共団体の職員の給与というのが最初に出て来まして、次に他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬等というふうに出て来ます。確かに、民間事業の役員の報酬等ということも出て来ますが、これまでの先例の独法では、20%の範囲内というところが、多いです。
- 西田委員長 ありがとうございます。実のところ、独法化というものの歴史がまだ浅いものですから、まだ試行錯誤の段階という感じを私は持っています。一方で、民間の感覚からしたときに、この報酬についての考え方はいかがかということがあると思います。実のところ、医師という職務で、民間の病院を見れば、おそらく、この数字は小さいのではないかと思うのですが、青山委員、いかがでしょうか。民間病院と比べると、決して、大きな年俵ではないように見えますが。
- 青山委員 つい先日、ある病院の院長先生とお話したことがあります。大体、この理事長報酬自体が非常に安いです。
- 西田委員長 やはりそうですか。
- 青山委員 いわゆる、常勤の医師として勤務している50代ぐらいの方の平均について、各公的病院のものをを見せてもらったことがあります。
- ただ、医師がかなり高齢化する中では、これが高いか、安いと言われても、何とも言いえないところがあります。ましてや私自身は、本当に個人商店みたいなものですから、業績によっては、たくさん、税金払わないといけないというような感じですので。
- 西田委員長 青山委員、ありがとうございます。医師という職業の一般的な見方をしたときに、案での医師である理事長、副理事長の報酬は、決して高いものではないと思います。私も、全国の病院を200ぐらい見てきて思うのですが、民間と公立とでは随分差があるという印象は持っています。そんな中で、公立病院、あるいは、独法化してもそうなのですが、その理事長職につかれる医師の方は、責任ばかりが大きいという感じがあります。その意味からも、今回、宮下院長が理事長に就任予定ということで、覚悟して就任して下さるわけですが、それに対して頭が下がる思いだというのが、正直な私の感想でございます。このことは、市民の方にもっと知っていただきたいのですが。
- 青山委員 特にこの理事長の給与もそうですが、常勤の理事の給与もとんでもなく安いものですね。大体、このぐらいの先生方は、そこそこのキャリア持っている方ですので、おそらく、本来はこの倍ぐらいはあるのではないかと想像します。
- ただ、この規程において、病院の職員を兼ねる場合は、病院職員としての給与を支給することになりますから、多分、これよりはもう少しあると思いますが、現実には、医師が、この常勤の理事だけということだったら、多分、来てくれないという気がします。
- 西田委員長 現実の姿を青山委員からお教えいただけだと思います。青木委員、いかがですか。
- 青木委員 私は、特にこういう数字は弱いのですが、ただ、これから病院の先生方は、公務

員じゃなくなるわけですね。公務員を1回、退職しなければならない。この場合、1回退職して新たに地方独立行政法人に入るとなると、生涯的な賃金が、こんなはずじゃなかったということにならないような形にしてほしいと思います。

○西田委員長 このことについて、事務局から追加の説明をお願いいたします。

○渡辺担当課長 まず、今年度の3月31日まで静岡病院に在職していた職員については、そのまま独法の職員に移行するというような、法律の規定がございます。この場合に、1回退職をして、退職金を精算しなければならないのかという疑問が出てくるかと思いますが、そういったことはなく、在籍の年数はそのまま独法に引き継ぎます。このことを前提に、独法を退職する際に、独法の基準に基づく退職金が支給されることとなります。

○西田委員長 ありがとうございます。病院職員の皆様方のインセンティブが損なわれることがないようにという配慮でございます。

あとは、いかがでございましょうか。ほかに御意見等ございましたら、御発言願えますか。

特に無いようでしたら、この件も引き続き、御意見を承りますので、先ほどと同様に11月27日までにご連絡をお願いいたします。

#### ⑤ その他について

《次回評価委員会日程について渡辺担当課長が説明》

○西田委員長 ありがとうございます。

本日のこと、全般を含めまして、もし、何か御意見等ございましたら、この時間で受け承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○西田委員長 特に御意見が無いようですので、それでは、本日の議事を終了させていただきまして、事務局の方に進行をお返ししたいと思います。

#### (4) 閉会

○上松局長 皆様、夜分、長時間にわたる御審議、ありがとうございます。冒頭、御報告いたしましたように、中期目標につきましては、9月議会で議決を得ることができまして、議員の皆様からも御支持をいただいたところでございます。委員の皆様への審議に対しまして、感謝申し上げます。

それから、今回、議題とさせていただきました中期計画案、そして、業務方法書案などにつきましては、継続審議ということで、先ほど、委員長からもお話ありましたように、御意見等ございましたら、お寄せいただきたいと思います。

また、先ほど、次回の日程報告がございましたけれども、年明けの1月30日ということで、これが、今年度最後の評価委員会となる予定です。独法移行がもう目前に控えている時期でございますが、御審議をよろしくお願ひしたいと思います。

本日は、ありがとうございます。

地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会

委員長 西田 在賢